

小林市公告第17号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第5項の規定により、地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を令和8年4月17日付けで変更し、同法第19条第8項の規定により公告する。

令和 8年 4月 17日

小林市長 宮原 義久

記

- 1 地域計画（地域農業経営基盤強化促進計画）を変更した地区
細野地区、東方地区、須木奈佐木地区、野尻町東麓地区
- 2 縦覧場所
経済建設部 農業振興課